

(公 印 省 略)
震 研 第 4 7 号
令和 7 年 1 2 月 1 9 日

HUMAP 参加県内大学長 様

(公財) ひょうご震災記念21世紀研究機構
理 事 長 牧 村 実

令和 8 年度兵庫海外研究ネットワーク (HORN : Hyogo Overseas Research Network)
事業の募集について

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当機構では、兵庫県の支援の下、県内大学とアジア・太平洋地域を中心とする大学等との間で、研究者交流の促進を図るため標記事業を実施しております。

つきましては、別添「HORN事業令和 8 年度募集要項 (受入)」により、申請いただきます際は、申請書へ押印不要、メールにてご申請ください。

なお、申請に際しては、本事業の趣旨を十分ご理解いただくとともに、学内及び交流大学等との協議・意見調整の上、実施が確実な計画を策定してください。

また、令和 8 年度兵庫県予算の成立状況により、支援内容が変更されることもありますので、あらかじめご了承ください。

【HUMAP 事務局】

(公財) ひょうご震災記念 2 1 世紀研究機構 研究戦略センター 学術交流部 交流推進課
〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2 人と防災未来センター東館 6 階
TEL 078-262-5713 FAX 078-262-5122

令和8年度兵庫海外研究ネットワーク(HORN)事業申請に関する留意点について

申請にあたっては「募集要項」及び、以下の点に留意くださいますようお願いいたします。

1 申請締切 令和8年2月6日(金)※事務局必着

2 受入外国人研究者及び受入大学の義務

- (1) 選考にあたり、募集要項第4項「対象分野」、同第11項「受入外国人研究者及び受入大学の義務(「学生や県民に対しその知識や研究成果の還元を図るための取り組み」)」を重視させていただきます。
- (2) 受入外国人研究者が日本滞在中に行う「学生や県民に対しその知識や研究成果の還元を図るための取り組み」については、受入外国人研究者と協議の上、次に例示する項目を参考に大学として実施可能なものを企画し、申請してください。
(受入外国人研究者が行う取り組みの例は、「別紙様式2-1」に記載欄があります。)
 - ① 受入大学において講義・講演を行う
 - ② 受入大学と他の県内大学との協定に基づき、複数の大学において講義・講演を行う
 - ③ 県内大学側受入研究者が担当する大学院生のゼミ等に出席し、学生とのディスカッション、指導等を行う
 - ④ オープンキャンパス、大学祭その他の機会をとらえ、公開の講演会を開催する
※研究交流の成果等を県民へ還元するという観点から、特に、広く一般県民を対象とする講演会の開催等の取り組みを重視いたします。
- (3) 共同研究は、申請書に記載の研究課題で行うこととし、共同研究終了後は、速やかに研究論文・報告書(任意様式)をご提出ください。
なお、申請時の研究課題を変更される場合は、渡日前までに変更の承認を受けてください。

3 受入外国人研究者との交渉及び身分保障について

本事業は、県内大学が海外大学等との申し合わせにより、研究者を受け入れようとする場合に、受入外国人研究者の滞在費・渡日経費の一部を兵庫県の支援の下、(公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構(以下、「本機構」という。)が負担するものであり、各大学の主体的な受け入れに対し、大学を通じて滞在費等を支給します(本機構から研究者個人あてに直接連絡を取ったり、滞在費等を直接支給することはありません)。

したがって、研究者を受け入れる際の具体的な交渉や条件の提示等については、各大学で行ってください。また、本機構が当該研究者の身分的保障をすることはありません。

4 受入外国人研究者との事前調整について

- (1) 受入外国人研究者との連絡調整(メール、電話等)がスムーズであるか、ご確認ください。
- (2) 招聘希望期間も採択条件の一つであるため、採択後に大幅な期間変更が生じないように、事前調整をお願いします。
- (3) パスポートの取得状況やビザの申請等についても事前にご確認ください。

5 旅費について

受入大学で最も経済的な往復航空券を手配して、本機構に立替払請求をしてください。

＜往復航空券の手配と旅費の請求方法について＞

- (1) 受入大学は旅費支給対象者の申請に基づき、指定期日までに、旅費支給経路申請書を本機構に提出する。
- (2) 本機構は、認定した旅費支給経路を受入大学に通知する。
- (3) 受入大学(事務局又は本人)は、(2)により認定された経路に基づく往復航空券を購入する。
- (4) 受入大学は、旅費支給申請書に往復航空券の金額明細が分かる請求書、領収書、eチケットのコピーを添付して、本機構に旅費支給を申請する。

- (5) 本機構は、受入大学の指定する口座への振込（日本円）により旅費を支給する。
- * 航空券発券後のフライト変更等に伴う追加経費等は本機構では負担しません。
 - * 搭乗券の半券の PDF をメールで本機構に提出してください。
（往路は渡日後速やかに、復路は帰国後に報告書と併せて提出）

6 その他

- (1) 大学で実施する既存事業（大学間の協定により、以前から海外大学等と研究者の受け入れによる共同研究を実施している場合など）にも、本事業をご活用いただくことができます。
- (2) 本事業は、研究内容はもとより国際的な「研究者交流の推進」も目的としており、選考にあたっては、研究内容のほかに交流大学等が偏らないようにする等の配慮を行う予定です。
- (3) 近年、航空運賃の高騰が顕著になっていることから、採択にあたっては事業予算を考慮して、航空券代が高額になると見込まれる地域については、採択数を調整する場合があります。
- (4) 選考結果に関する個別のお問い合わせには、応じられません。